

公認心理師の職責

はじめに

職責とは、職務上の責任のことです。ここでは、公認心理師として仕事をしていく上での役割とその責任について説明します。

心理職の国家資格についての公認心理師法は2015年に成立、公布され2017年に実施にされることになりました。公認心理師については、50条と付則11条の公認心理師法が制定されています。

公認心理師の目的と定義（役割）

その第1条に公認心理師の目的、第2条に定義が示されています。それによれば、公認心理師の職務の**目的**は「国民のこころの健康の保持増進に寄与すること」とあり、**定義**は、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とするものをいうとされていて、公認心理師の役割が以下のように示されています。

- 1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること
- 2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談応じに、助言、指導その他の援助を行うこと
- 3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと
- 4 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと

となっています。

要するに、

- 1 は、心理支援が必要な人（対象者・クライアント）を観察や面接・心理テスト等によって分析し、理解し、起こっている問題を含めて全体的に心理的アセスメントを行うことです。例えば不登校の児童が対象であれば、その要因を行動観察や面接、あるいは心理テストの実施、情報の収集などによってアセスメントし、
- 2 は、その上で、問題の解決に向けて、心理的支援、心理的アプローチ、心理的技法による心理療法を実施することです。
- 3 は、その対象者本人のみではなく、その関係者（家族、友人、同僚等）

キーワード

- 職責
- 多職種連携
- 地域連携
- 職業的倫理
- インフォームドコンセント
- 生物・心理・社会モデル 秘密保持
- 信用失墜の行為
- 生涯学習

が対象者（クライアント）やその問題で困っていることに対して相談を受け、助言、指導を行い、場合によっては関係者自体への心理的支援も行うということです。先の不登校の例でいえば、両親の相談に乗ったり家庭での対応の仕方を助言したり、担任と一緒に対応を考えたりすることになります。

4は、心の健康に関することで広く知っておくべきこと等を普及させるために個人的対象への健康教育のみでなく、心の健康教室の開催や情報紙の発信なども行うことが期待されるということになります。不登校の児童の学校や地域の学校に赴き、児童たちが元気に過ごせるような心の在り方についての講演や不登校の要因などを検討する冊子を配布したりすることにもなります。

その他の役割と責任

●連携

公認心理師がかかわる分野として保健・医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野があげられますが、公認心理師の役割として、それぞれの分野の関係者との**連携**も義務付けられています。つまり、対象者を有効に支援するために他分野での多職種との専門家との連携も求められています。

地域や他分野との連携のためには、連携先の法規や制度の理解をしておくことが必要です。

法制化はされていませんが、ここで大切なのは、他職種、多職種とかかわる際のコミュニケーション力ということです。

●秘密保持

さらに、「公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない」と**秘密保持の義務**が定められています。

正当な理由とは、司法手続きに基づく理由や自傷他害のおそれ、人命にかかわる非常事態、専門家同士の連携による情報の共有の場合などです。

●信用失墜の行為

また、「公認心理師の信用を傷つけるような行為をしてはならない」と**信用失墜の行為の禁止**も挙げられています。

他分野、多職種連携及び地域連携

公認心理師は、他の分野との具体的な連携として全体的アセスメント（生物・心理・社会の側面からの多次元的なアセスメント）や心理分析

(心アセスメント、ケース・フォーミュレーション)、心理テストの実施、心理技法による支援（心理療法の実施）などの役割を中心として

保健・医療分野では、チーム医療での専門職として連携を行い、訪問看護やデイケアのスタッフとともに働く、緩和ケアチームの一員としてベッドサイドでの関わりをもつ、移植・不妊・遺伝子治療への関わり、乳幼児健診、就学時健診、健康教育などでかかわっていきます。

福祉分野では、介護施設において生活相談、高齢者への心理的ケア、利用者家族への心理的支援、他利用者の心理的アセスメントと支援、個別支援計画への協力、職員の担う支援・援助への助言、チームアプローチのマネジメント、職員のメンタルヘルスサポートなどがあります。

教育分野では、児童、生徒、保護者、教員、学校関係者、教育委員会などを対象に児童生徒の学習面、心理・社会面、進路面におけるアセスメント、心理相談、心理教育などの援助を行い、地域の諸機関（医療機関、保健所、役所、心理相談施設、民間の教育施設（フリースクール）などと連携します。

司法・犯罪では、事件・犯罪の真相解明のための当事者への心理分析とアセスメント、加害者の精神鑑定、犯罪被害者の心のケア支援、矯正面での最適処遇の実現、犯罪者の更生への心理的サポート、児童虐待・DV・ストーカー被害者への心理的ケアなどに司法や裁判所、弁護士などと連携して働きます。

産業・労働分野では、就労者、雇用者、組織内保健施設と連携して就労者のメンタルヘルスケア、メンタルヘルスケア推進のための心の心理教育研修・情報提供、職場環境の把握・改善、メンタルヘルス不調への気づきと対応、職場復帰における支援、組織分析、メンタルヘルスチェックの分析と提言・対処など

を行います。

●地域連携

関連する分野との連携を行うには、身近な地域の機関や関係者との連携も不可欠です。近隣の医療機関、保健所、役所、心理相談施設、NPO法人などとの連携によってより効果的な支援が可能になります。また、地域のリソースを適切に活用するためには日常的に関連機関や関係者と連絡を取っておくことも必要です。

生物・心理・社会モデル（Bio-Psycho-Socio Model）

他職種との連携で大切なことはアセスメントや支援を行う際に、心理的な面のみでなく、多角的にそれらを行うことです。

生物・心理・社会モデルは、人間の疾患や障害の形成、経過を理解す

る上で生物学的・心理学的・社会的要因のすべてが重要であることを示したモデルで、1977年に米国の精神科医 Georg Engel によって提唱されたものです。心理師は多面的で多層的かつ詳細なアセスメントを行うためには心理学的（感情、思考、認知、性格、ストレス等）観点に加えて生物学的（身体的、医学的）、社会的（対人関係、生活状況、社会的立場、環境等）観点から統合的に疾病や障害、起こっている問題を理解する必要があります。三者は相互的にかかわっているのでそれぞれの専門家と連携して、クライアント自身や生じている問題を理解していく必要があります。

以上の業務と役割は、法で定められたことであり、公認心理師としては「国民からの負託」として真摯に受け止める必要があります。

法的義務及び倫理

認定心理師の**法的義務**としては、法の規範に反した場合は公認心理師の登録が取り消されます。例えば、虚偽の申請による資格取得、公認心理師の信用の失墜、法的に問題となる秘密の漏洩、医療にかかわっている対象者の主治医の指示に反した場合などが検討されます。

職業倫理というのは、特定の職業集団の構成要員間の行動規範です。職業倫理的問題としては、法的義務に反した場合のような国家からの罰則はありませんがむしろ倫理的責任は重大といえます。

公認心理師の職業的倫理

職業的倫理として、また、要支援者（クライアント）の安全を確保するために重要なこととして以下があげられています。

職業倫理的な責任の7原則

- ① 相手を傷つけない
相手が傷つくような言動は勿論、見捨てることも含まれる
- ② 専門的な行動の範囲内で相手の健康と福祉に寄与する
教育・訓練によって身に着けた正しい専門的知識・技法の範囲で効果が裏付けられる方法を用いる、心理師として自分の能力が不足と考えた場合はSVやコンサルテーションを受ける、あるいはリファーする
- ③ 相手を利己的に利用しない
物の売買や交換などをしない、何らかの勧誘も禁止、多重関係（セ

ラピストとクライアントの関係でありながら同時に上司と部下の関係であるなど)を避ける

- ④ 各人を一人の人間として尊重する
カウンセリング・マインドをもって接する、相手を欺かない
- ⑤ 秘密を守る
面接等で知り得た情報を他へ漏らさない（＊）
- ⑥ 相手の自己決定権を尊重する
インフォームドコンセントを得て、心理テストの実施や技法なども強制はしない（＊）
- ⑦ 社会的な正義と公正・平等の精神を具現する
差別（性・人種・経済・社会的立場など）や嫌がらせをせず、各人に援助を行う

＊秘密保持、インフォームドコンセントは後述

インフォームドコンセント

インフォームドコンセントは、重要な職業倫理的責任です。ここでのインフォームドコンセントは、公認心理師が、心理的アセスメントに始まる心理的支援を行う際に対象者（クライアント）から同意を得る事を指します。

内容は、①心理的援助の内容、②秘密保持について、③費用について、④支援の時間、場所、期間などの治療枠について、⑤公認心理師としての資格、経験などについて、⑥質問や苦情などについて、⑦その他として、他職種との連携についてなどです。以上のことなどをクライアントに説明して同意を得て、そのやり取りについて明確に記録しておくことも必要です。

情報の適切な取り扱い

●秘密保持（守秘義務）

対象者（クライアント）から得た情報は、例外を除いて外部へ漏らしてはならないとされています。

秘密保持の例外は

- 自傷他害の恐れがある場合
- 虐待が疑われた場合
- 対象者にかかわっているチームでの専門家同士のカンファレンスの場合
- 法による定めがある場合

- 医療保険による支払が行われる場合
- 対象者の意思表示がある場合

以上ですが、原則は対象者の**インフォームドコンセント**を得ておくことが大切です。例えば、対象者の意思表示があった場合でも、原則として、「誰に、何を、何の目的」で伝えるか確認することが必要であり、強制することが無いように気を付けなければなりません。

●生涯学習

公認心理師の生涯学習とは、その職業的人生において、継続的に知識を追求し、日々新しくなる理論や技法の理解を深め、教育や訓練によってそれらを身に着け、公認心理師としての職業上で実際に応用できるようにすることです。心理師として職業的に成長し現場で効果的に業務に当たるためには、心理師に必要な技能や知識（**コンピテンシー**）を主体的に求める必要があります。心理師としての在り方（Being）とどのようなことを行えるかという（Doing）の向上を身に着ける事が重要です。

そのためには、心理師自体が個人的療法（自分の在り方についてのスーパービジョン）を受けて、個人の内的問題を解決し自分の心理的特徴を理解すること、クライアント体験によってクライアントの気持ちを理解すること、先輩セラピストの姿勢を学ぶことなどが必要です。その上で自分自身をしっかりと見つめなおし、独りよがりにならないように担当ケースについてもスーパービジョンを受ける事が何よりも重要です。

生涯学習としては、まず、学校教育（大学・大学院）での講義や実習・演習・養成段階があります。

次に、継続学習（継続訓練）の研修段階です。これは生涯続くものと考えられますが、特に初学者の段階では、専門団体による正規の研修を受ける事が重要です。さらに、専門書、専門誌・学会誌の論文を読む、学会のガイドラインを確認するなどが日常的に必要とされ、それによって現在の心理師としての知識や技法のレベル（注意の標準）を確認することが必要です。各学会への参加、研修会、勉強会、事例検討会などへの参加も重要な学習の場となります。そうした個人としての学習に加えて、心理師としての業務の中で学びを得る事も少なくありません。クライアントとの関わりの中やチームスタッフとのかかわりの中で身に着けていくものも多くそれらを振り返って学びにすることも生涯学習の一つと考えられます。

（中村 延江）